

改正後	現行規定
<p style="text-align: center;">第11章 スーパーフォーミュラ (SF)</p> <p>第1条 規定</p> <p>1.1) ~ 1.4.1) (略)</p> <p>1.4.2) 本規定で個別に認められた改造、および、スーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が許可した改造以外に<u>いかなる改造や取り付け、取り外しも許されない。</u></p> <p>1.5) <u>純正部品</u></p> <p>1.5.1) <u>純正部品とは、車両供給者もしくは車両供給者により指定された製造者によって供給される部品である。</u></p> <p>1.5.2) <u>シャシーの一部として取替えが可能な部品は、本規則で個別に認められているものを除き、すべて純正部品に限られる。</u></p> <p>1.6) <u>測定</u> (略)</p> <p>1.7) <u>競技参加者の義務</u> (略)</p> <p>1.8) <u>テクニカルパスポート</u> (略)</p> <p>第2条 車体と寸法 (略)</p> <p>2.1) ~ 2.9.2) (略)</p> <p>2.9.3) 許される<u>純正部品</u>の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。</p> <p>1) ペダル 2) ペダルブレース 3) ペダルマウントベース 4) スクリーン 5) フットレスト</p>	<p style="text-align: center;">第11章 スーパーフォーミュラ (SF)</p> <p>第1条 規定</p> <p>1.1) ~ 1.4.1) (略)</p> <p>1.4.2) 本規定で個別に認められた改造、および、スーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が許可した改造以外に<u>いかなる改造や取り外しも許されない。</u></p> <p>1.4.3) <u>シャシーの一部として取替えが可能な部品は、本規則で個別に認められているものを除き、すべてスーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が供給するものに限られる。</u></p> <p>1.5) <u>測定</u> (略)</p> <p>1.6) <u>競技参加者の義務</u> (略)</p> <p>1.7) <u>テクニカルパスポート</u> (略)</p> <p>第2条 車体と寸法 (略)</p> <p>2.1) ~ 2.9.2) (略)</p> <p>2.9.3) 許される<u>オリジナル仕様</u>の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。</p> <p>1) ペダル 2) ペダルブレース 3) ペダルマウントベース 4) スクリーン 5) フットレスト</p>

ただし、上記1)～5)については、改造、取り付けおよび変更後も純正部品と同等、あるいはそれ以上の強度信頼性を維持すること。

6) ドリンク装置

2.10)～2.12) (略)

2.13) 許される純正部品の改造、取り付け、取り外しおよび変更

本規定の遵守、ならびに構成部品の正規の取り付け位置および寸法の確保を目的とした各部品の切削、調整およびシムの追加が認められ、以下の仕様への改造が認められる。

1)～5) (略)

第3条～第4条 (略)

第5条 燃料システム

5.1)～5.5) (略)

5.6) 燃料システムにおける純正部品の改造、取り付けおよび変更は、配管および取り付け具が純正部品と同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力を有している事により以下が認められる。

1)～5) (略)

第6条 オイルとウォーターシステム

6.1)～6.5) (略)

6.6) オイルとウォーターシステムにおける純正部品の改造、取り付けおよび変更は、配管および取り付け具が純正部品と同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力が有している事により以下が認められる。

1)～3) (略)

第7条 電気系統

7.1)～7.4) (略)

7.5) 電気系統における純正部品の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

1)～2) (略)

第8条 駆動装置

8.1)～8.7) (略)

ただし、上記1)～5)については、改造、取り付けおよび変更後もオリジナル仕様と同等、あるいはそれ以上の強度信頼性を維持すること。

6) ドリンク装置

2.10)～2.12) (略)

2.13) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

本規定の遵守、ならびに構成部品の正規の取り付け位置および寸法の確保を目的とした各部品の切削、調整およびシムの追加が認められ、以下の仕様への改造が認められる。

1)～5) (略)

第3条～第4条 (略)

第5条 燃料システム

5.1)～5.5) (略)

5.6) 燃料システムにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、配管および取り付け具がオリジナルと同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力を有している事により以下が認められる。

1)～5) (略)

第6条 オイルとウォーターシステム

6.1)～6.5) (略)

6.6) オイルとウォーターシステムにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、配管および取り付け具がオリジナルと同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力が有している事により以下が認められる。

1)～3) (略)

第7条 電気系統

7.1)～7.4) (略)

7.5) 電気系統におけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

1)～2) (略)

第8条 駆動装置

8.1)～8.7) (略)

8. 8) 駆動装置における純正部品の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。
- 1) ~9) (略)

第9条 サスペンションとステアリング

9. 1) サスペンションシステム

車両にはサスペンションシステムを装備しなければならない。各ホイールに1つの純正ダンパー、フロントホイールとリヤホイールに1つずつの純正サードエレメントのみが認められる。

9. 2) ~9. 5) (略)

9. 6) ステアリング

9. 6. 1) ~9. 6. 4) (略)

9. 6. 5) ドライバーは通常に着座すると進行方向に直面する様になっていなければならない。ステアリングホイール以外の部品を取り外さなくても乗降できなければならない。また、すべての安全ハーネスを締め、運転に必要な装備をつけ、通常に着座した状態から、ステアリングホイールを取り外して、7秒以内で車両から脱出できなければならない。その後、ステアリングホイールを取り付けることが、合計12秒以内でできなければならない。ステアリングホイールが取り付けられた後は、操舵制御が維持されなければならない。

9. 6. 6) (略)

9. 7) サスペンションとステアリングにおける純正部品の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

- 1) (略)
- 2) センサーの取り付け、接続を目的としたステー、ブラケット、サポートの取り付け。但し、センサー、歪ゲージ、ステー、ブラケット、サポートがサスペンション構成部材の強度/機能に影響を与えてはならず、純正部品と同等、あるいはそれ以上の強度信頼性が維持されていなければならない。
- 3) (略)
- 4) ダンパースプリング、バンブラバー、パッカー (スパーサー)
- 5) ~7) (略)

第10条 制動装置

10. 1) ~10. 3) (略)

8. 8) 駆動装置におけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。
- 1) ~9) (略)

第9条 サスペンションとステアリング

9. 1) 懸架・サスペンション

車両は懸架・サスペンションを装備しなければならない。

9. 2) ~9. 5) (略)

9. 6) ステアリング

9. 6. 1) ~9. 6. 4) (略)

9. 6. 5) ドライバーは通常に着座すると進行方向に直面する様になっていなければならない。ステアリングホイール以外の部品を取り外さなくても乗降できなければならない。また、すべての安全ベルトを締め、運転に必要な装備をつけ、通常に着座した状態から、ステアリングホイールを取り外して、7秒以内で車両から脱出できなければならない。その後、ステアリングホイールを取り付けることが、合計12秒以内でできなければならない。ステアリングホイールが取り付けられた後は、操舵制御が維持されなければならない。

9. 6. 6) (略)

9. 7) サスペンションとステアリングにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

- 1) (略)
- 2) センサーの取り付け、接続を目的としたステー、ブラケット、サポートの取り付け。但し、センサー、歪ゲージ、ステー、ブラケット、サポートがサスペンション構成部材の強度/機能に影響を与えてはならず、オリジナルと同等、あるいはそれ以上の強度信頼性が維持されていなければならない。
- 3) (略)
- 4) ダンパー
- 5) ~7) (略)

第10条 制動装置

10. 1) ~10. 3) (略)

10.4) エアダクト

フロントおよびリアのブレーキ周辺のエアダクトは、制動装置の一部と見なされ、純正部品の使用のみが認められる。

10.5) ~10.6) (略)

10.7) 制動装置純正部品の改造、取り付けおよび変更は、配管、フィッティングが純正部品と同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力を有している事を条件に以下が認められる。

1) ~7) (略)

第11条 (略)

第12条 安全装置

12.1) 消火装置

12.1.1) ~12.1.3) (略)

12.1.4) ~12.1.5) (略)

12.1.6) 車両の主要電気回路に故障が生じた場合でも、すべての消火システムを作動させることができるならば、システム自体に動力源を有する放出起動システムが許される。

ドライバーが安全ハーネスを装着し、ステアリングホイールをつけ運転席に通常に着座した状態で、消火システムを手動により起動させることができなければならない。外部起動システムは12.2.1)に規定されるサーキットブレーカースイッチに組み込まれていなければならない。それらは、最低線幅4mmで赤く縁取られた最低直径100mmの白色の円形内に、最低高さ80mmで最低線幅8mmの“E”の文字を赤字で描いたマークで表示され

10.4) エアダクト

フロントおよびリアのブレーキ周辺のエアダクトは、制動装置の一部と見なされ下記の領域の範囲内になければならない。

~~＝基準面より上部で有る事。~~

~~＝車両側面視においてコンプリートホイールの投影内であること。~~

~~＝コンプリートホイールのリム内側面から車両の中心線に向かう平行な領域である事。~~

10.5) ~10.6) (略)

10.7) 制動装置オリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、配管、フィッティングがオリジナルと同等、あるいはそれ以上の最低破裂圧力を有している事を条件に以下が認められる。

1) ~7) (略)

第11条 (略)

第12条 安全装置

12.1) 消火装置

12.1.1) ~12.1.3) (略)

~~12.1.4) 作動の際、10秒以上30秒以内にわたって、消火装置は内容量の95%を一定の圧力で放出しなければならない。~~

~~消火剤を収容した複数のコンテナが取り付けられていた場合は、それらは同時に放出されなければならない。~~

~~12.1.5) 各圧力容器には、圧力をチェックする機能が備わっていない。~~

12.1.6) ~12.1.7) (略)

12.1.8) 車両の主要電気回路に故障が生じた場合でも、すべての消火システムを作動させることができるならば、システム自体に動力源を有する放出起動システムが許される。

ドライバーが安全ベルトを装着し、ステアリングホイールをつけ運転席に通常に着座した状態で、消火システムを手動により起動させることができなければならない。外部起動システムは12.2.1)に規定されるサーキットブレーカースイッチに組み込まれていなければならない。それらは、最低線幅4mmで赤く縁取られた最低直径100mmの白色の円形内に、最低高さ80mmで最低線幅8mmの“E”の文字を赤字で描いたマークで表示されな

<p>なければならない。</p> <p>1 2. 1. 7) ~1 2. 1. 8) (略)</p> <p>1 2. 2) マスタースイッチ</p> <p>1 2. 2. 1) ドライバーが、<u>安全ハーネス</u>を装着し、ステアリングホイールをつけ運転席に着座した状態で操作できる放電防止つきサーキットブレーカーを設けなければならない。操作することによって、イグニッション、すべての燃料ポンプおよびリアライトへの電気回路を遮断できなければならない。このスイッチは、白い縁取りをした青の三角形の中に赤のスパークを描いた標識で表示されていなければならない。</p> <p>1 2. 2. 2) (略)</p> <p>1 2. 3) (略)</p> <p>1 2. 4) <u>安全ハーネス</u> <u>テクニカルリスト No. 57 に記載されている FIA 基準 8853-2016 で公認された安全ハーネスの着用が義務付けられる。安全ハーネスは、安全ハーネス製造者の指示に従い使用し、車両にしっかりと固定されなければならない。</u></p> <p>1 2. 5) ~1 2. 9) (略)</p> <p>1 2. 1 0) 安全装置における<u>純正部品</u>の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 消火装置 2) <u>安全ハーネス</u> 3) リムーバブルシート <p>但し、改造、取り付けおよび変更後も 12. 1)、12. 3)、12. 4)、および 12. 7) を満足していなければならない。</p> <p>1 2. 1 1) <u>LED ライト</u> <u>両側のリアウイングエンドプレートには、純正の LED ライトを取付けなくてはならない。このライトを装着した状態で、第 2 条に規定される寸法に適合してはならない。</u></p> <p>第 1 3 条~第 1 8 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>なければならない。</p> <p>1 2. 1. 9) ~1 2. 1. 1 0) (略)</p> <p>1 2. 2) マスタースイッチ</p> <p>1 2. 2. 1) ドライバーが、<u>安全ベルト</u>を装着し、ステアリングホイールをつけ運転席に着座した状態で操作できる放電防止つきサーキットブレーカーを設けなければならない。操作することによって、イグニッション、すべての燃料ポンプおよびリアライトへの電気回路を遮断できなければならない。このスイッチは、白い縁取りをした青の三角形の中に赤のスパークを描いた標識で表示されていなければならない。</p> <p>1 2. 2. 2) (略)</p> <p>1 2. 3) (略)</p> <p>1 2. 4) <u>安全ベルト</u> <u>2本の肩部ストラップ、1本の腰部ストラップ、および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA 基準 8853/2016 に合致していなければならない。</u></p> <p>1 2. 5) ~1 2. 9) (略)</p> <p>1 2. 1 0) 安全装置における<u>オリジナル仕様</u>の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 消火装置 2) <u>安全ベルト</u> 3) リムーバブルシート <p>但し、改造、取り付けおよび変更後も 12. 1)、12. 3)、12. 4)、および 12. 7) を満足していなければならない。</p> <p>第 1 3 条~第 1 8 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---